# Hands-up 会員規約

#### 第1章 名称及び事務所

#### 第1条 (名称)

本団体は、Hands-up(会員が居住するマンション名)と称する。

## 第2条 (事務所)

- 1 本団体の事務所は、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社(以下、ソニーネットワークコミュニケーションズという)本店所在地に置く。
- 2 前項に定める事務所の連絡先は、以下の通りとする。

連絡先: 0570-099-130 または 03-6705-5838

#### 第2章 目的及び事業

# 第3条 (目的及び事業)

本団体は、会員がソニーネットワークコミュニケーションズとの間で締結する NURO 光 for マンション (以下、「本サービス」という。) に関する契約 (以下、「本契約」という。) に基づき、電気通信サービスを利用することができるよう、以下の事業を行うことを目的とする。

- (1) ソニーネットワークコミュニケーションズとの間で、会員が居住するマンションの共用部分に電気通信設備(以下、「本設備」という。)を敷設することを内容とする工事契約を締結し、同契約に基づき、ソニーネットワークコミュニケーションズに対して、工事代金を弁済すること。
- (2) 本設備の維持及び管理を行うこと。
- (3) 前各号に付帯関連する一切の事業。

# 第3章 会員

# 第4条 (クラブ参加者)

本団体は、第1条括弧書に定めるマンションに居住する者で、ソニーネットワークコミュニケーションズとの間で本契約を締結した者(以下、「会員」という。)及び役員により構成される(以下、本団体を構成する者を総称して「クラブ参加者」という。)。

#### 第5条 (設立条件)

本団体は、ソニーネットワークコミュニケーションズとの間で本契約の締結を申し込んだ者が居住するマンションにソニーネットワークコミュニケーションズの提供する回線設備の導入判定が完了する時点で設立される。

#### 第6条 (会員資格の喪失)

- 1 会員が、本規約に定める義務を履行しなかったときは、会長は、当該会員を退会したものとみなすことができる。
- 2 会員とソニーネットワークコミュニケーションズとの間で締結された本契約が事由 の如何を問わず終了したときは、当然に退会したものとみなす。

## 第7条 (会員資格の承継)

- 1 会員が死亡した場合には、本契約の地位を承継することを条件に、その相続人が会員 資格を承継する。
- 2 前項の場合において、相続人は、本団体所定の書面にこれを証明する書類を添えて、 会長に届け出るものとする。
- 3 第1項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を本団体に対する代表者と定め、会長に届け出るものとする。
- 4 会長は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、相続人のうちの1人を代表者として取り扱うことができる。

#### 第8条 (除名)

会員は、本団体の信用を著しく失墜させる等正当な事由がある場合には、会長の判断により、除名される。

#### 第4章 役員及び職員

# 第9条 (役員)

- 1 本団体の役員として、会長1名を置く。
- 2 会長は、本団体を代表し、会務を総括する。

#### 第10条 (役員の選任)

- 1 役員は、総会で選任し、任期は5年とし、自動更新とする。ただし、第14条(3)で役員の解任決議があった場合はこの限りではない。
- 2 前項の規定に関わらず、本団体の設立時における会長は、ソニーネットワークコミュ

ニケーションズが指名した者とする。

#### 第11条 (事務職員)

会長は、本団体の運営のため、必要となる日常の事務を事務職員に処理させることができる。

#### 第5章 総会

#### 第12条 (総会の招集)

- 1 総会は、次項の定めに基づき会長が招集し、毎事業年度末日の翌日から起算して3ヶ月以内に開催する。但し、必要があるときは、次項の定めに基づき会長が招集することにより、いつでも臨時に開催することができる。
- 2 総会を開催するときは、会員各人の ID 及びパスワードによりログインすることができる各会員のマイページ(以下、「会員マイページ」という。)に、総会の目的及び議案の内容を通知しなければならない。ただし、必要に応じて、会長が定める他の通知手段を用いることができる。

## 第13条 (総会の決議)

- 1 総会の決議は、クラブ参加者の過半数をもって決する。
- 2 クラブ参加者は、会員マイページに示された総会の目的事項(決議事項及び報告事項を含む。)について、同目的事項が会員マイページに示された日の翌日から起算して7日以内(以下、「議決権行使期間」という。)に、会員マイページに賛否の意思を表示し、会長に送信する方法により議決権を行使する。なお、議決権行使期間に何らの意思表示をしないクラブ参加者は、当該目的事項に賛成したものとみなす。前条第2項ただし書の規定に基づき、他の通知手段が用いられた場合の議決権行使期間及び議決権の行使方法については、会長が別途定めるものとする。

## 第14条 (総会の決議事項)

総会は、本条各号に定める事項に限り決議をすることができるものとし、その他の 事項の決定は全て会長に委任する。但し、本団体の目的に反する総会の決議は無効 とする。

- (1) 規約の変更に関する事項
- (2) 事業報告及び収支に関する事項
- (3) 役員の選任及び解任に関する事項
- (4) 解散に関する事項

#### 第6章 会費

## 第15条 (会費)

本団体の維持・運営に必要な費用(本設備の設置費用及び、本設備の維持・管理費用を含む。)に充てるため、会員は、本団体の本サービス利用中の会員数に応じ、会員資格を取得し且つ本契約に基づくサービスが開始された時点以降、毎月会費を負担する。会費の金額、支払い手続きその他の会費に係る事項については、本規約の他、会長が定める会費取扱規則による。

#### 第7章 会計

#### 第16条 (会計)

- 1 本団体の経費は、会費をもって充てる。
- 2 会長は、毎事業年度終了後、1ヶ月以内に事業報告書及び収支計算書等の計算書類を作成し、総会の承認を得なければならない。
- 3 本団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 解散事由

#### 第17条 (解散事由)

本団体は、会長以外が存しなくなった場合には、当該会員が存しなくなった日から、 会長が別途定める期間内に本サービスを利用する会員が生じない限り、会長の判断 に基づき解散する。

以 上

# 会費取扱規則

#### 第1条 (目的)

本規則は、本団体の会費の金額及び運営上の必要事項について定める。

#### 第2条 (定義)

本規則に別途定めるものを除き、本規則における用語の定義は Hands Up 会員規約(以下、「本規約」という。)における定義に従う。

#### 第3条 (会費)

1. 本団体の会員が支払う会費は、以下に定める金額とする。

会員数	1名~6名	7名	8名	9名	10名以上
会費/月額	990円	880円	770円	660円	330円

2. 前項に定める会費は、対象月1日時点の本サービス利用中の会員数によって、決定されるものとする。

#### 第4条 (支払方法)

会員は、対象月分の会費を、本団体が会費の代理受領契約を締結するソニーネットワークコミュニケーションズに対して、当該対象月翌月にソニーネットワークコミュニケーションズが行う請求に従い支払う。

#### 第5条 (解散時の会費負担)

本規約第17条に定める「当該会員が存しなくなった日」の属する月の時点における本サービス利用中の会員は、解散時において本団体が本設備の設置工事に関してソニーネットワークコミュニケーションズに対して負担する債務を、当該会員数で等分した金額を会費として支払う。

#### 第6条 (変更)

本規則の変更は、本団体の目的を遂行するために必要な範囲で会長が行う。

会長 弁護士 茶谷幸彦

# 附則

本規則は2015年2月1日から施行する。

# 附則

本規則改定は、2016年6月6日から施行する。

# 附則

本規定改定は、2016年7月1日から実施する。

# 附則

本規定改定は、2019年4月17日から実施する。

# 附則

本規定改定は、2021年2月1日から実施する。